

## 第13回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年6月10日（金）
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階会議室
- 3 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 前 島 慎 也  | 2番 飯 村 伸 一  | 3番 三 輪 正    |
| 4番 高 橋 浩    | 5番 萩 原 重 信  | 6番 池 田 徹    |
| 7番 磯 部 進    | 8番 田 上 光 男  | 9番 高 野 済    |
| 10番 山 口 和 明 | 12番 花 和 清 治 | 13番 高 橋 憲 治 |
| 14番 小 松 與 平 |             |             |
- 4 欠席委員 11番 栗 原 茂
- 5 事務局
- |         |         |             |
|---------|---------|-------------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均   | 課 長 原 田 和 宣 |
| 課長補佐    | 石 崎 正 顕 | 主 幹 鈴 木 直 行 |
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第4号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第5号 農地改良協議について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画（案）の意見聴取について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第3号 買受適格証明願の受理決定の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

## 午後2時6分 開 会

議長）只今より、第13回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は13名ですので、会議規則第6条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第14条の規定により、会議録署名委員に、10番山口和明委員、並びに12番花和清治委員の2名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第3条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

### 事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、1番について、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、2番及び3番については、譲受人は同一人であり、いずれも申請地に隣接する農地を所有しているため、一括審議といたします。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号2番及び3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約184アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番及び3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番及び3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番及び3番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお

願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、2番及び3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約45アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、4番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、5番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、5番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、ソバを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問のある方は挙

手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6 番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

賛成多数ですので、6 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号 6 件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しましたが、申請内容から、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可に該当いたします。申請人は、昭和 60 年頃から、既存建物の一部及び進入路を、農地法の許可を得ずに使用していた状態でしたので、違反状態を是正するべく、始末書を添付して申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理しておりますが、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第１種農地と判断しましたが、申請内容から、農地法施行規則第３３条第１項第４号に当たりますので、第１種農地の例外許可に該当いたします。申請人は、実家に居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭なことから、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。１番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１番については、許可することに決定いたします。次に、２番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号２番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、遊休農地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル３６０枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって２番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。２番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、２番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、２番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第３号の２件

は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第４号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第４号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、１番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。１番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、１番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、１番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、２番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第４号２番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、２番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。２番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、２番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、２番について、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第４号２件は、すべて非農地として証明するものと決定いたしました。

次に、議案第５号、農地改良協議について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願いま

す。

事務局)

#### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います

委員) 議案第 5 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地に盛り土を行ない、今般、高低差を解消して、野菜を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また、使用する土の質に関しても問題ないと思われます。よって、1 番については農地改良協議に同意しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、農地改良協議に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番について、農地改良協議に同意することに決定いたします。

次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 6 号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用再配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 7 号について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用再配分計画については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、買受適格証明願の受理決定の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 13 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 32 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 4 年 6 月 10 日

議事録署名人

議 長

10 番

12 番